

# 経営診断受診促進事業助成金交付要綱

(令和4年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が実施する総合的な経営診断の受診を促進するための助成金交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、県ト協の会員事業者であって、中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断(以下「経営診断」という。)及び経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した者とする。

2 第1項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者、又は、県ト協の推薦がある者とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、経営診断及び経営改善相談の受診に係る直接費用とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、対象診断費用(消費税を除く)の2分の1とする。

2 一事業者あたり助成額は、次のとおりとする。

① 経営診断(ステップ1)

	助成金
全ト協助成金	80,000円(上限) 但し、安全性優良事業所(Gマーク)取得事業所は100,000円を上限とする。
県ト協助成金	10,000円

② 経営改善相談(ステップ2)

	助成金
全ト協助成金	20,000円 但し、安全性優良事業所(Gマーク)取得事業所は30,000円とする。

(申請受付期間)

第5条 申請受付期間は、全ト協が別に定める公募する期間とする。

(受診申込み)

第6条 会員が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について県ト協の確認を得た上で、「経営診断受診申込書」(様式1)を県ト協に提出する。

2 前項の申込書を受理した県ト協は、「経営診断受診申請書」(様式2)を直ちに全ト協に提出する。

(受診申請受付通知)

第7条 県ト協は、全ト協から前項の申請書を受理した通知を受けた場合は、「総合的な経営診断受診申込受付通知書」(様式4)により会員に通知する。

(受診申請の取下げ)

第8条 受診申込受付後、会員が経営診断受診を辞退する場合、「経営診断受診申込取下げ届出書」(様式5)を県ト協に提出する。

(交付申請)

第9条 会員は、本助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、「経営診断受診促進助成金交付請求書」(様式6)を直ちに県ト協に提出する。

(助成条件)

第10条 申請時点で、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には、助成を行わない。

(助成金の交付)

第11条 県ト協は、予算範囲のなかで全ト協から交付された助成金に県ト協助成を加えて受診会員に交付する。

**(助成金申請に関する調査協力義務)**

**第12条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

**(助成金の返還)**

**第13条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。**

**(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき**

**(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき**

**2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。**

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は別に定めるものとする。

(附則)

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この助成制度をご利用希望の会員は、予め県ト協事務局にご相談ください。